

水質	<p>備考</p> <p>一 ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（T O C）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg／ℓ以下とする。</p>																											
	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質																											
<table border="1"> <tr><td>ア. 一般細菌</td><td colspan="2">水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。</td></tr> <tr><td>イ. 大腸菌</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>ウ. 塩化物イオン</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>エ. 有機物（全有機炭素（T O C）の量）</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>オ. pH値</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>カ. 味</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>キ. 臭気</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>ク. 色度</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>ケ. 濁度</td><td colspan="2"></td></tr> </table>		ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。		イ. 大腸菌			ウ. 塩化物イオン			エ. 有機物（全有機炭素（T O C）の量）			オ. pH値			カ. 味			キ. 臭気			ク. 色度			ケ. 濁度		
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。																											
イ. 大腸菌																												
ウ. 塩化物イオン																												
エ. 有機物（全有機炭素（T O C）の量）																												
オ. pH値																												
カ. 味																												
キ. 臭気																												
ク. 色度																												
ケ. 濁度																												
<p>備考</p> <p>一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあっては、ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（T O C）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg／ℓ以下とする。</p>																												
施設	(4) 雜用水の水質																											
	<table border="1"> <tr><td>ア. pH値</td><td>5.8 以上 8.6 以下であること。</td></tr> <tr><td>イ. 臭気</td><td>異常でないこと。</td></tr> <tr><td>ウ. 外観</td><td>ほとんど無色透明であること。</td></tr> <tr><td>エ. 大腸菌</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>オ. 遊離残留塩素</td><td>0.1mg／ℓ（結合残留塩素の場合は 0.4mg／ℓ）以上であること。</td></tr> </table>	ア. pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。	イ. 臭気	異常でないこと。	ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。	エ. 大腸菌	検出されないこと。	オ. 遊離残留塩素	0.1mg／ℓ（結合残留塩素の場合は 0.4mg／ℓ）以上であること。																	
ア. pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。																											
イ. 臭気	異常でないこと。																											
ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。																											
エ. 大腸菌	検出されないこと。																											
オ. 遊離残留塩素	0.1mg／ℓ（結合残留塩素の場合は 0.4mg／ℓ）以上であること。																											
	(5) 飲料水に関する施設・設備																											
	<table border="1"> <tr><td>ア. 給水源の種類</td><td>上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。</td></tr> <tr><td>イ. 維持管理状況等</td><td> <p>(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。</p> <p>(イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。</p> </td></tr> </table>	ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。	イ. 維持管理状況等	<p>(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。</p> <p>(イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。</p>																							
ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。																											
イ. 維持管理状況等	<p>(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。</p> <p>(イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。</p>																											

・ 設 備		(イ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。
	ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。
(6) 雜用水に関する施設・設備		(ア) 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ) 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ウ) 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (エ) 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (オ) 水管は、漏水等の異常が認められないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目（1）については、毎学年1回、検査項目（2）については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目（3）については、毎学年1回、検査項目（4）については、毎学年2回、検査項目（5）については、水道水を水源とする飲料水にあっては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあっては、毎学年2回、検査項目（6）については、毎学年2回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く) の水質	
ア. 一般細菌	
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 有機物等	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)により測定する。
備考	
一 検査項目（1）については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。	
(2) 専用水道に該当しない井戸水	

水質	等を水源とする飲料水の水質		
	ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
	イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。	
	備考		
	一 ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（T O C）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。		
	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
	イ. 大腸菌		
	ウ. 塩化物イオン		
	エ. 有機物（全有機炭素（T O C）の量）		
	オ. pH値		
	カ. 味		
	キ. 臭気		
	ク. 色度		
	ケ. 濁度		
	備考		
	一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあっては、エ. の項目中、「有機物（全有機炭素（T O C）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。		
	(4) 雜用水の水質		
	ア. pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
	イ. 臭気	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。	
	ウ. 外観	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
	エ. 大腸菌	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。	
	オ. 遊離残留塩素	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図	
	(5) 飲料水に関する施設・設備		
	ア. 給水源の種類		

設 ・ 設 備	イ. 維持管理状況等	面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。
	ウ. 清潔状態	
(6) 雜用水に関する施設・設備		施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。

### 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
学校の清潔	(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。
	(2) 雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。
ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ	机面の高さは、座高／3 + 下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましい。
	(6) 黒板面の色彩	(ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
学校の清潔	(1) 大掃除の実施	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
	(2) 雨水の排水溝等	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。

ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ	机、いすの適合状況を調べる。
	(6) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

#### 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
水質	(1) 遊離残留塩素 0.4mg／ℓ以上であること。また、1.0mg／ℓ以下であること が望ましい。
	(2) pH値 5.8以上8.6以下であること。
	(3) 大腸菌 検出されないこと。
	(4) 一般細菌 1ml中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等 過マンガン酸カリウム消費量として12mg／ℓ以下であるこ と。
	(6) 濁度 2度以下であること。
	(7) 総トリハロメタン 0.2mg／ℓ以下であることが望ましい。
	(8) 循環ろ過装置の処理水 循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であるこ と。また、0.1度以下であることが望ましい。
施設	(9) プール本体の衛生状況等 (ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行わ れていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を 定期的に行うこと。
	(10) 凈化設備及びその管理状況 (ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及び その運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分で あり、その管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、そ の管理が確実に行われていること。
	(11) 消毒設備及びその管理状況 (ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸

設 備 の 衛 生 状 態		カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。
	(12) 屋内プール	(イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。
	ア. 空気中の二酸化炭素	1500ppm 以下が望ましい。
	イ. 空気中の塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。
	ウ. 水平面照度	200 lx 以上が望ましい。
	備考	
	一 検査項目 (9) については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。	
	また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。	

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1) ~ (6) については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目 (7) については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目 (8) ~ (12) については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水 質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(3) 大腸菌	
	(4) 一般細菌	
	(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(7) 総トリハロメタン	
	(8) 循環ろ過装置の処理水	
施 設 ・ 設 備	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
	(12) 屋内プール	
衛 生	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
	イ. 空気中の塩素ガス	検知管法により測定する。

状態	ウ. 水平面照度	日本工業規格 C 1609 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。
----	----------	--

## 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲料水等の水質及び施設・設備	(5) 飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg／ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg／ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6) 雜用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg／ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg／ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
設備	(7) 飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。

学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8) 学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(9) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
水泳プールの管理	(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも $0.4\text{mg}/\ell$ 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は $1.0\text{mg}/\ell$ 以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

## 第6 雜則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
  - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
  - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
  - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
  - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。